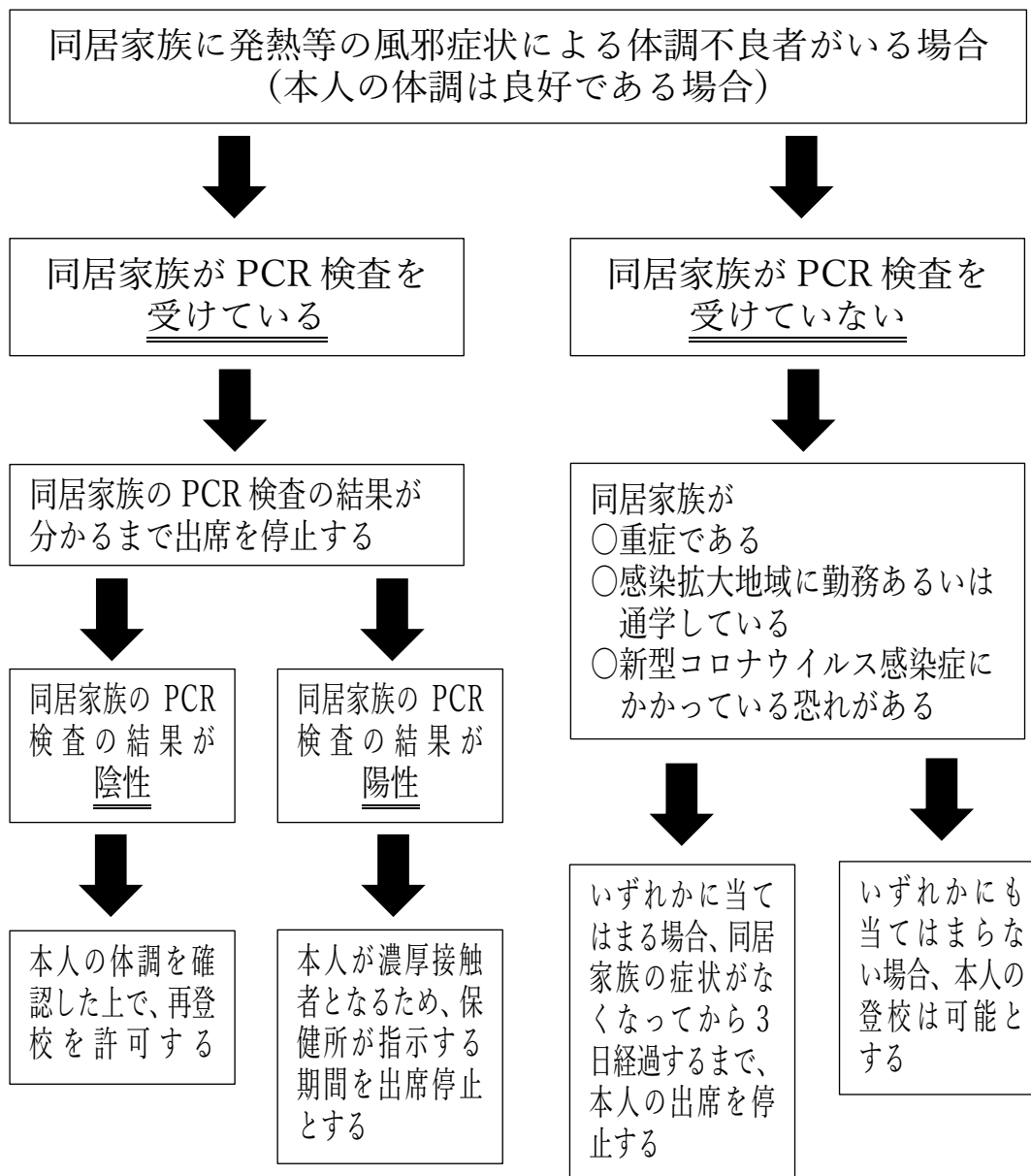


別紙

【フローチャート】

「同居家族に体調不良者がいる場合の児童生徒等の登校に関する考え方」

(令和2年7月14日～)



☆ 生徒本人に発熱等風邪症状が見られた場合

症状がなくなつてから3日間が経過するまでの間は登校を控えていただきます(出席停止の措置)。必要に応じて医療機関で受診していただいた場合は、その状況に応じた対応をとります。